

大規模小売店舗の設置者等の変更に関する届出

仙北市公告第22号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）で第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年6月16日

仙北市長 門脇光浩

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

YOUマート大塚店・サンデー角館店

仙北市角館町下菅沢176-1外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ア 変更前 株式会社 鈴福商店 代表取締役 鈴木聡太郎

仙北市角館町水ノ目沢10番地の6

株式会社 サンデー 代表取締役社長 和田 正徳

青森県八戸市根城六丁目22番10号

イ 変更後 株式会社 鈴福商店 代表取締役 鈴木 康一

仙北市角館町岩瀬字中町23番地2

株式会社 サンデー 代表取締役社長 宮下 直行

青森県八戸市根城六丁目22番10号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

ア 変更前 株式会社 鈴福商店 代表取締役 鈴木聡太郎

仙北市角館町水ノ目沢10番地の6

株式会社 サンデー 代表取締役社長 和田 正徳

青森県八戸市根城六丁目22番10号

イ 変更後 株式会社 鈴福商店 代表取締役 鈴木 康一

仙北市角館町岩瀬字中町23番地2

株式会社 サンデー 代表取締役社長 宮下 直行

青森県八戸市根城六丁目22番10号

(3) 変更の年月日

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

株式会社 鈴福商店 平成19年9月1日

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称

株式会社 鈴福商店 平成20年5月19日

株式会社 サンデー 平成22年5月18日

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社 鈴福商店 平成19年9月1日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

株式会社 鈴福商店 平成20年5月19日

株式会社 サンデー 平成22年5月18日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社 鈴福商店 本部事務所移転のため

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社 鈴福商店 代表者変更のため

株式会社 サンデー 代表者変更のため

2 届出年月日

平成22年6月11日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

(2) 縦覧期間

平成22年6月16日から平成22年10月16日

4 意見書の提出先

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

5 意見書に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由